

与那原町都市計画マスタープラン改定業務

審査要領

沖縄県与那原町

1. 評価方法

- (1) 審査は、「与那原町都市計画マスタープラン改定業務実施要領（以下、「実施要領」という。）」に示された参加資格要件を満たしている全ての企画提案者に対し、評価審査項目ごとに評価審査（採点）を行い順位決定する。評価にあたっては、「与那原町都市計画マスタープラン改定業務仕様書」にて要求した条件に対し、本業務への理解度や提案内容の有効性・独自性などの提案がされているか、加えて同種又は類似業務の実績有無等について検証し評価を行う。
- (2) 提案者が1者のみの場合においてもこの審査基準に基づき判断する。
- (3) 評価方法は、事務局にて審査した一次審査（書類審査）と選定委員会にて審査する二次審査（プレゼンテーション審査）の合計点で決定するものとする。
- (4) 配点は一次審査60点、二次審査40点とする。
- (5) 最高得点が2者以上の場合は、見積金額が低いものを優先交渉権者とし、見積金額が同額の場合は、委員による投票とする。

2. 一次審査（書類審査）について

(1) 以下の項目・基準ごとに評価を行う。

評価項目	評価基準	配点
企業の実績(※)	①同種又は類似業務実績を有しているか。(実績数は3件までとする。) ・同種業務の実績を有している。 ・類似業務(1)の実績を有している。	9点
配置予定技術者の実績(※) ・管理技術者 ・主な担当技術者の両方を評価する。	①配置予定技術者として、同種又は類似業務実績を有しているか。(実績数は2件までとする。) ・同種業務の実績を有している。 ・類似業務(1)の実績を有している。 ②専門分野の資格を有しているか。 ※「実施要領2. 参加要件(6)」で示す資格とする。	12点
業務実施体制	①本業務を実施するにあたり、十分な人員が確保されており、業務を円滑に進めるための工夫がなされているか。	4点
理解度	①業務計画の方針や方向性は的確であるか。 ②本町の特性を理解しているか。 ③現段階において本町の土地利用に関する課題を把握しているか。	18点
有益な提案等 (代替案含む)	①本業務を進める上で、より計画の実効性を高めるような効果的な提案又は仕様要件以外にも有益な提案等があるか。以下をポイントとする。 ・業務効率化に関する提案 ・データ活用手法及び活用場面に関する提案 ・住民参加の仕掛け方に関する提案 ・その他有益となる提案	12点
見積価格	①見積価格は、提案内容(有益な提案等含む)のすべてを含んでおり、上限価格以内で、より安価なものとなっているか。	5点
合計		60点

※実績は、「実施要領2. 参加要件(7)」に示す業務実績とする。そのうち、類似業務については、市町村が定める立地適正化計画又は総合計画の策定又は改訂業務を類似業務(1)として評価の対象とし、まちづくり(都市計画・土地利用)に関する計画の策定又は改訂業務については類似業務(2)として評価対象外とする。

3. 二次審査（プレゼンテーション）について

(1) 以下の項目・基準ごとに評価を行う。

評価項目	評価基準	配点
特定テーマ1 「現状を踏まえた新たなまちづくりの視点について」	現状における本町のまちづくりの課題を的確に把握し、将来目指すべきまちづくりについて、新たな考えや視点として、広域的な視点も含めた幅広い視点があるかを評価する。	10点
特定テーマ2 「地域特性を踏まえた計画策定の方向性について」	現状の課題から把握できる新たな視点と本町の特性を踏まえた目指すべき都市構造や施策展開の方向性について具体的に示され、妥当性や説得力があるかを評価する。	10点
特定テーマ3 「住民意見をより多く取り入れるための手法について」	多くの町民に都市計画マスタープランへの関心を持ってもらい、アンケートやワークショップ(その他代替手法)で多くの意見を集めるための手法について評価する。	10点
特定テーマ4 「本計画の完成度を高めるための提案について」	本計画の完成度を高めるために、受注することによる本町へのメリット又は独自の取り組みの提案について評価する。	10点
合計		40点